



室蘭市
開港150年・市制施行100年

Murooran

～まち・ひと・みなとつながりが未来を創る～

資料4



第1回 室蘭市地球温暖化対策実行計画策定協議会 (仮称) 室蘭市地球温暖化対策実行計画の策定方針について

2022年6月28日

本日のアジェンダは以下のとおり

本日のアジェンダ

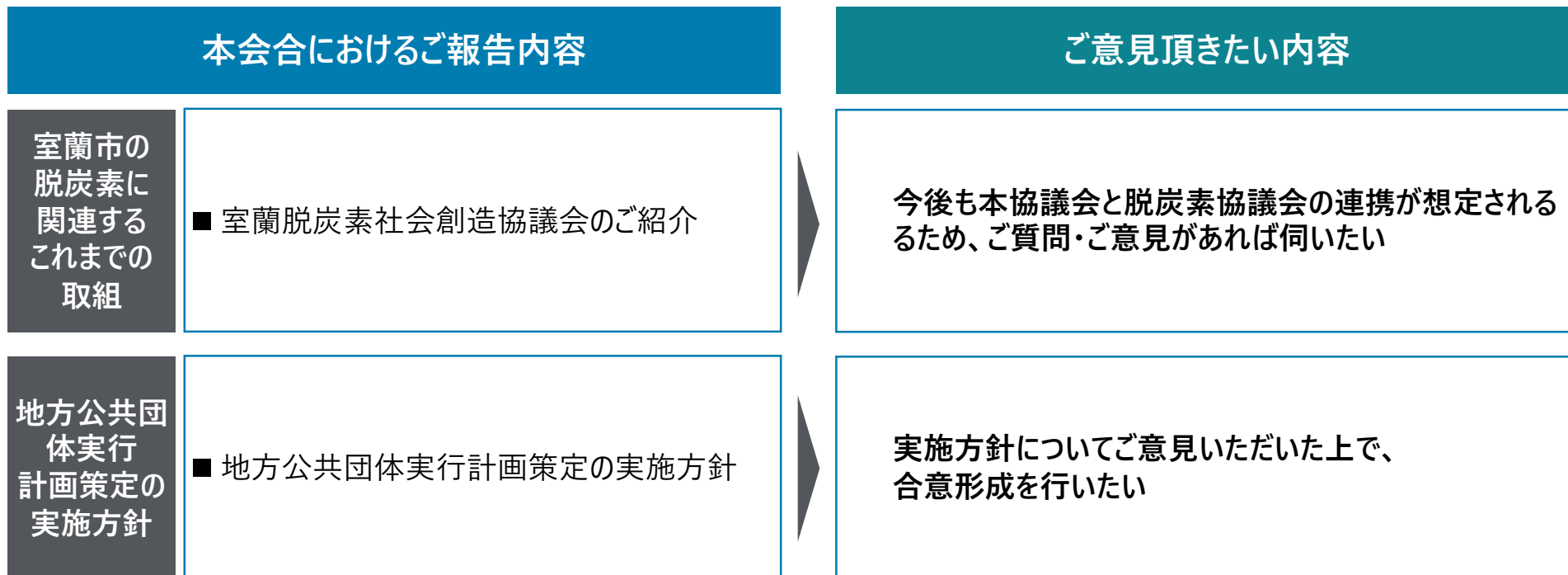
- 1 本日の目的
- 2 室蘭市の脱炭素に関連するこれまでの取組
- 3 地方公共団体実行計画策定の実施方針
- 4 今後の予定と皆様へのお願い

1 本日の目的

【本日の目的】

本日は、室蘭市の脱炭素に関連するこれまでの取組、今年度の地方公共団体実行計画の実施方針についてご報告させていただく

本協議会におけるご報告およびご意見いただきたい内容

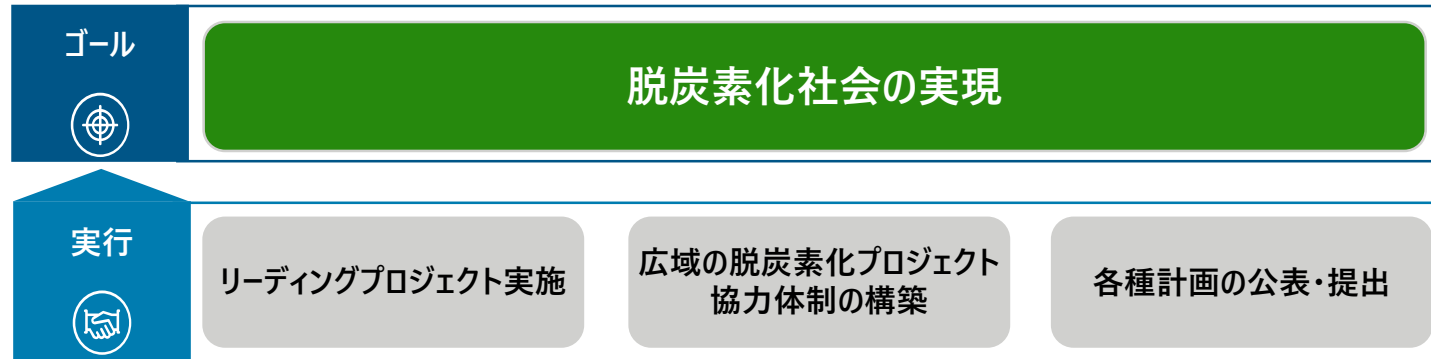


2 室蘭市の脱炭素に関連するこれまでの取組

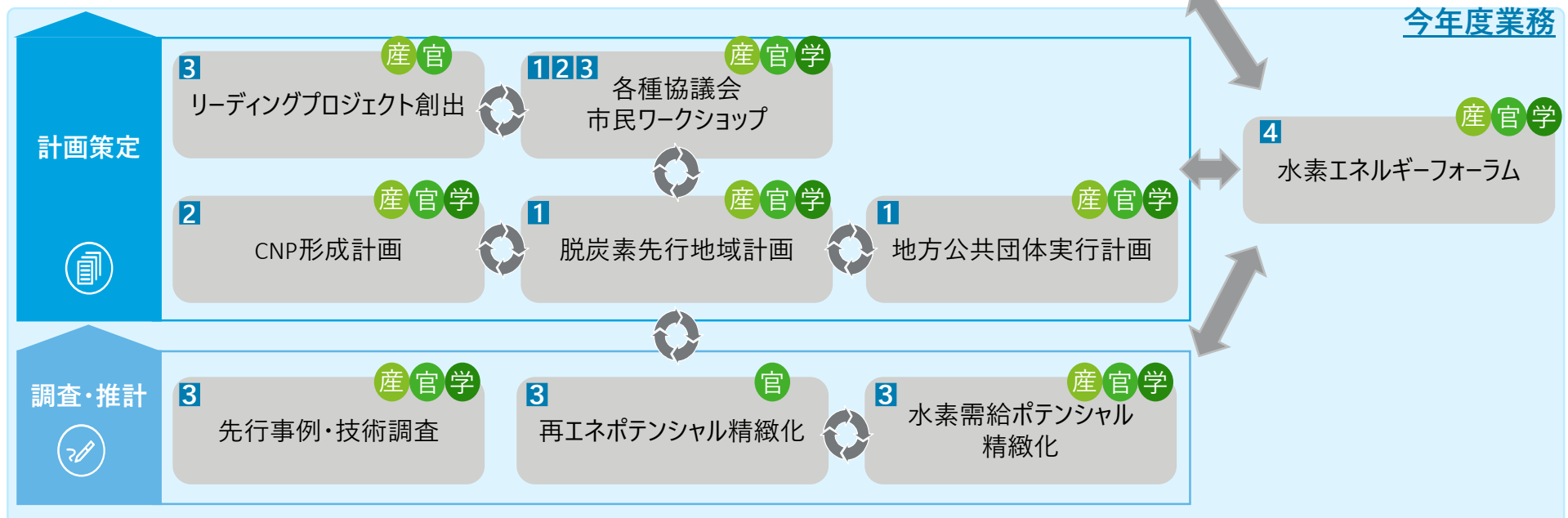
2 【今年度の室蘭市の脱炭素関連業務の概要】

室蘭市の特色を最大限発揮する産官学連携を志向しつつ、室蘭市の3つの課が連携・手動する計画策定を・協議会等を進め、脱炭素社会実現への道筋をつける

実施概要



- 凡例
- 1 地方公共団体実行計画の策定業務【環境課】 本協議会の対象
 - 2 カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画の策定【港湾政策課】
 - 3 室蘭脱炭素社会創造協議会の開催等【産業振興課】
 - 4 水素エネルギーフォーラム開催【産業振興課】

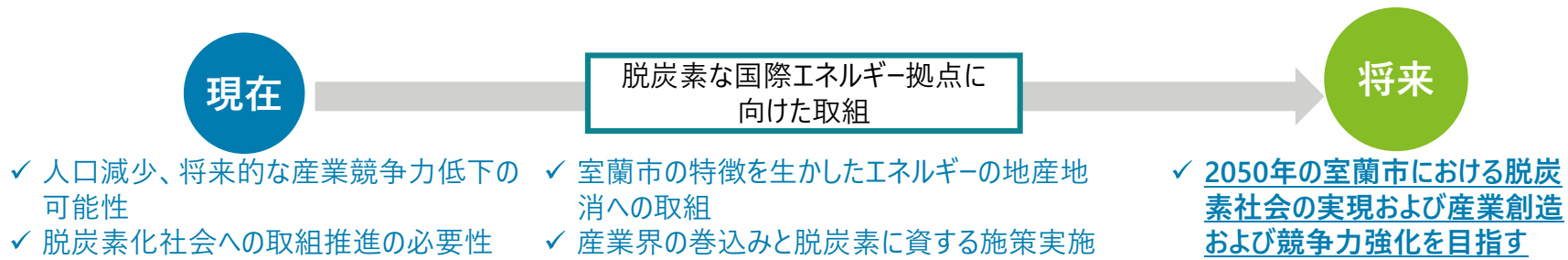


室蘭地域における脱炭素社会に向けた将来像の構想、新たな産業創造を目的に、2021年5月設立の室蘭脱炭素社会創造協議会と室蘭エリアの脱炭素化の検討を実施

協議会の設立背景・目的および実施概要

背景と目的

- 室蘭市は産業創出や人口減少の抑止を課題として掲げている
- 室蘭市では、2020年2月「室蘭市成長産業振興ビジョン」が策定され、「エネルギー×産業振興」のコンセプトや再エネ・水素の利活用促進などが明記された。北海道では、北海道水素社会実現戦略ビジョン（改訂版）が2020年3月に策定され、我が国でも、2050年までに脱炭素社会の実現が前内閣により宣言されており、脱炭素化に向けた取組の重要性が増している
- 製造業を中心に企業が多く集積し、物流拠点である室蘭港の活用が可能であるという地域の特徴を活かし、産業創造、構成企業の新たなビジネスの創出及び競争力の強化を目的に、室蘭脱炭素社会創造協議会が設立
- 本業務は、国、北海道という広い視点から、室蘭地域における脱炭素社会に向けた将来像を描き、ひいては新たな産業創造、関連する企業の新たなビジネスの創造および競争力の強化を目的としたものである



協議会参加者

- 会員企業：35社・機関（設立時21社・機関）
- オブザーバー：8機関（設立時4機関）

今後の方向性

- 更なる再エネポテンシャルの検討
- ゼロカーボンシティ、カーボンニュートラルポートの検討
- 輸入水素を含めた海外資源活用可能性検討
- 市内供給体制の検討
- FSプロジェクトの具体化
- 経済性、実現性の詳細の検討

活動内容

- 協議会（全3回）・勉強会（全2回）の開催
- 各種検討（将来像、水素需給ポテンシャル・CO2削減効果、FS案の検討）
- ビジネスマッチング

令和3年度末時点、室蘭脱炭素社会創造協議会に35社・機関の会員企業・団体、8機関にご参加頂いた

参加企業・団体

■会員企業（35社）

エア・ウォーター株式会社、エア・ウォーター北海道株式会社、ENEOS株式会社、株式会社荏原製作所、川崎汽船株式会社、川崎近海汽船株式会社、株式会社栗林商会、五洋建設株式会社、株式会社商船三井、株式会社神鋼環境ソリューション、大成建設株式会社、月島機械株式会社、株式会社テツゲン、道南バス株式会社、トヨタ自動車株式会社、トヨタ自動車北海道株式会社、ナラサキスタックス株式会社、日鉄エンジニアリング株式会社、日鉄テクノロジー株式会社、日本製鉄株式会社、日本郵船株式会社、日本製鋼所M&E株式会社、北海道エアポート株式会社、北海道ガス株式会社、北海道曹達株式会社、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、丸紅株式会社、三菱重工パワーインダストリー株式会社、三菱製鋼株式会社、室蘭ガス株式会社、国立大学法人室蘭工業大学、室蘭市、室蘭タグ事業協同組合

■オブザーバー（8機関）

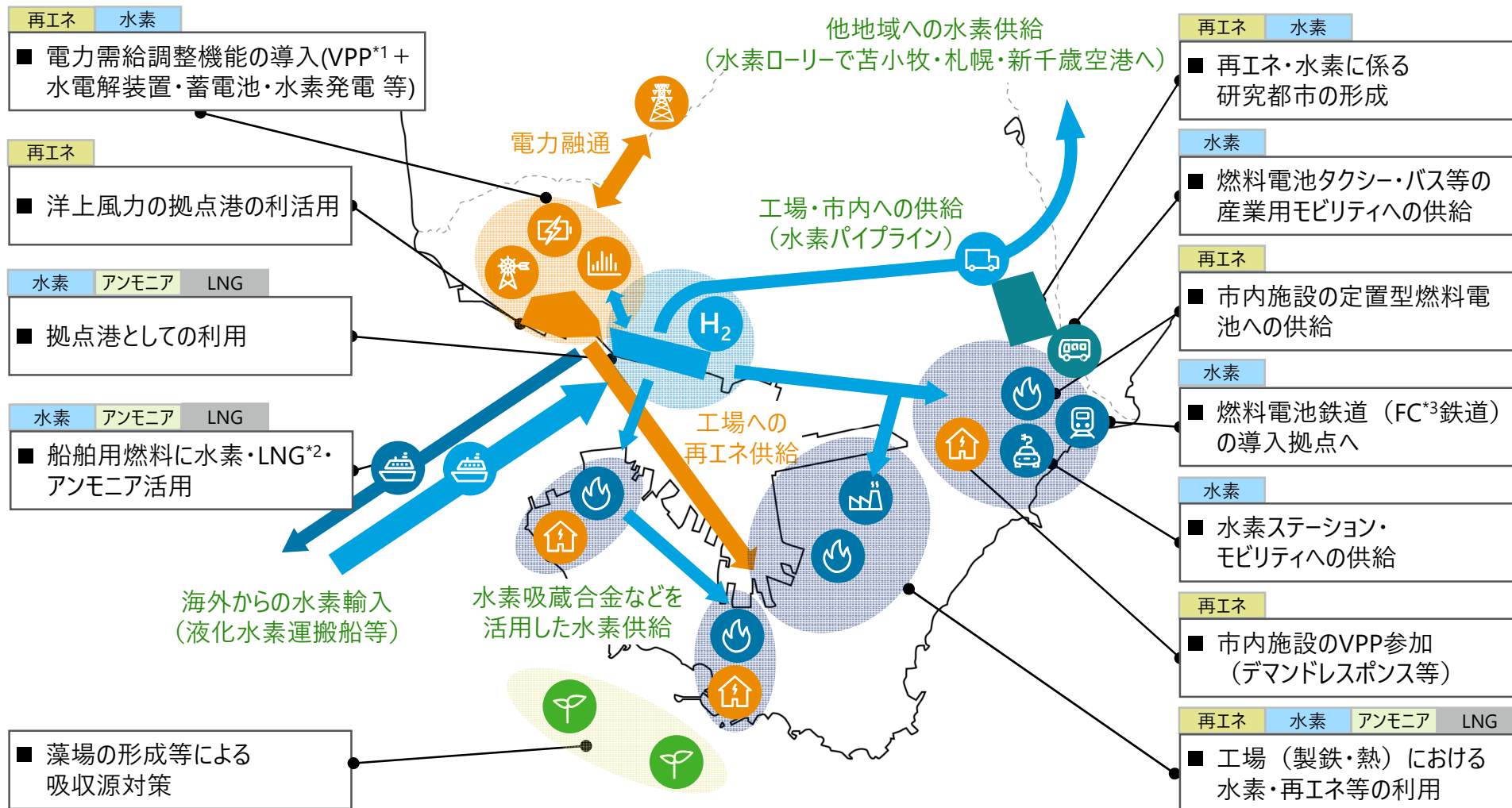
環境省、経済産業省北海道経済産業局、国土交通省北海道開発局、国立研究開発法人産業技術総合研究所北海道センター、北海道、伊達市、苫小牧市、登別市

■事務局

室蘭市、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社

域内外の資源を室蘭地域の特性に合わせ地域で活用し、域外への輸送も併せて行う 将来像を検討した

将来像



*1 : virtual power plant (仮想発電所) *2 : liquefied natural gas (液化天然ガス) *3 : fuel cell (燃料電池)

2 【ポテンシャル試算結果】

室蘭近隣地域における水素需給ポテンシャル、CO2削減効果など試算を実施した。
 今後はこれらを基にさらなる検討を行う

ポテンシャル試算結果

水素供給
ポテンシャル

約4.2億Nm³/年（約3.8万吨/年）

水素需要
ポテンシャル

約1.5億～6.8億Nm³/年（約1.3～6万吨/年）
 2030年の政府目標である300万吨の導入の内の
 0.5～2.0%

CO2削減
効果

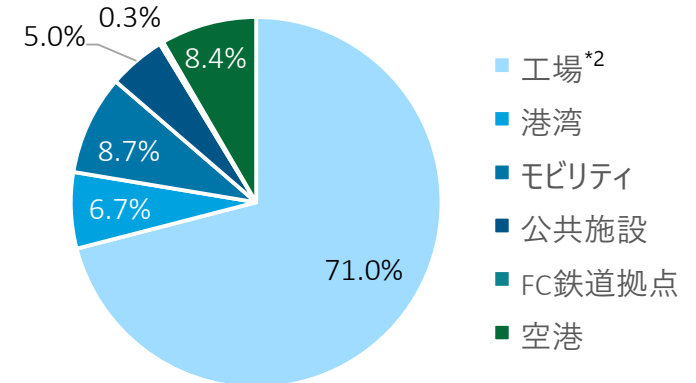
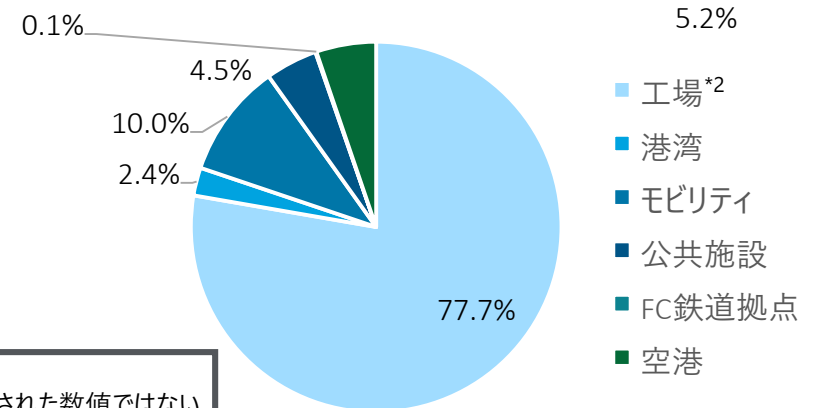
約58万～96万t-CO₂/年
 2018年室蘭市の排出量（約241万t-CO₂）^{*1}の内の
 24.2～40.0%

水素の
市場規模

約46億～約203億円
 30円/Nm³の場合

試算結果についての留意点

- 本試算結果は当協議会事務局による2021年度時点での推計値である
- 公開文献および企業へのヒアリングを基に諸前提条件を設定し、算出した推計値であり、コミットされた数値ではない
- 本資料内で取り扱った情報は、今後の検討の中で変わる可能性がある
- 引続き関係各所と連携し、検討した内容の実現・全体最適を目指す
- 「港湾」における水素需給ポテンシャルは、北海道開発局の昨年度調査と試算方法が異なる
 - 本事業におけるポテンシャル試算：他地域の試算結果を基に、貨物取扱量によって室蘭港の値に置き換え
 - 北海道開発局の昨年度調査：ヒアリング結果から積み上げ形式で推計

水素需要ポテンシャル（最大値の場合）^{*1}CO2削減効果（最大値の場合）^{*1}

^{*1}：小数点第二位以下四捨五入の関係で、合計値は必ずしも100%にならない ^{*2}：港湾に存在する工場も含む

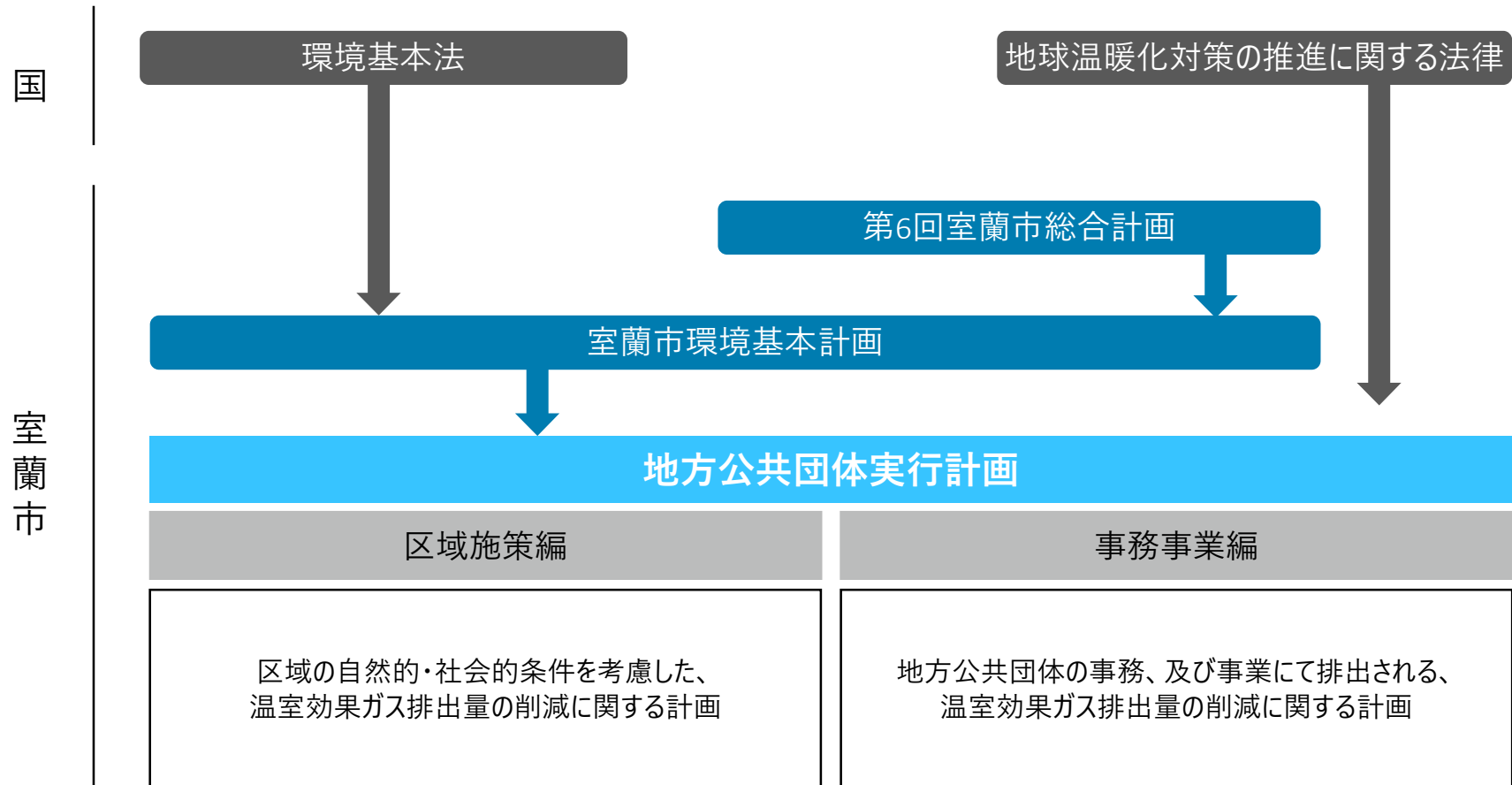
出所：環境省 自治体排出量カルテH29 JXTGエネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）による石油化学製品の生産事業停止前のため、2022年現時点の状況とは異なる

3 地方公共団体実行計画策定の実施方針

3 【地方公共団体実行計画策定の背景】

地方公共団体実行計画は、「区域施策編」と「事務事業編」から構成され、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定される

地方公共団体実行計画の位置づけと概要



【地方公共団体実行計画策定の背景】

気候変動問題の被害・リスクが増加する中、世界的に地球温暖化対策の議論が加速。我が国においても、2050年脱炭素を目指していく上で、必要な計画が公表された

世界・我が国における地球温暖化対策の動向



気候変動問題の被害・リスクの増加

- 近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている。



COP（気候変動枠組条約締約国会議）での議論

- 2015年、フランス・パリにおけるCOP21では、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択された。パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などを掲げた。
- 2021年、英国・グラスゴーにおけるCOP26での決定文書では、最新の科学的知見に依拠し、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な緩和策、適応策を締約国に求める内容となっている。



我が国の動き

- 2020年10月、我が国は、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。
- 翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表された。

我が国における近年の地球温暖化対策の動向

- | | |
|----------|---|
| 2020年10月 | 菅内閣総理大臣（当時）が、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すと宣言 |
| 2021年2月 | 2030年温室効果ガス排出削減目標を新たに設定 |
| 2021年5月 | 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立 <ul style="list-style-type: none"> ➢ パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた理念を定立 ➢ <u>地域の再エネを活用した脱炭素を促進するための計画・認定制度の創設</u> |
| 2021年6月 | <u>地域脱炭素ロードマップの決定</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>2030年までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を創出</u> ➢ 全国で重点施策を実施（自家消費型太陽光発電、省エネ住宅等） |
| 2021年10月 | 地球温暖化対策計画の閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2050年カーボンニュートラル宣言、2030年46%削減目標等の実現に向けて、対策・施策を記載 |

3 【地方公共団体実行計画策定の背景】

地球温暖化対策推進法の一部改正において、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設が明記されている

地球温暖化対策推進法の改定ポイント

1

パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設

- パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念として位置付け。
- 政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進。

2

地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。
- 市町村から認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の事務ワンストップ化等の特例を受けられる。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進。

3

脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る算定報告公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、開示請求の事務なしで公表される仕組みとする。
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、事業者向けの啓発・広報活動を追加。
- 企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での見える化を実現するとともに、地域企業を支援し、我が国企業の一層の取組を促進。

3 【地方公共団体実行計画策定の背景】

改正地球温暖化対策推進法において、市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充が求められている

改正地球温暖化対策推進法における地域の脱炭素化について

1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

(1) 都道府県は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとする（第21条第3項）。

(2) 都道府県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、省令で定めるところにより、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができる（第21条第6項及び第7項）。

2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

(1) **指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。

(2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。

(3) **すべての市町村は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努める**こととする（第21条第5項）。

3. 地域脱炭素化促進事業の認定

(1) 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受けることができる（第22条の2）。

(2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、関係許可等手続のワンストップ化（※3）や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略といった特例を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

3 【地方公共団体実行計画策定・見直し】

区域施策編マニュアルや先行地方公共団体事例を参照しつつ、地域脱炭素化促進事業・促進区域案を含む区域施策編を作成する

区域施策編の新規作成

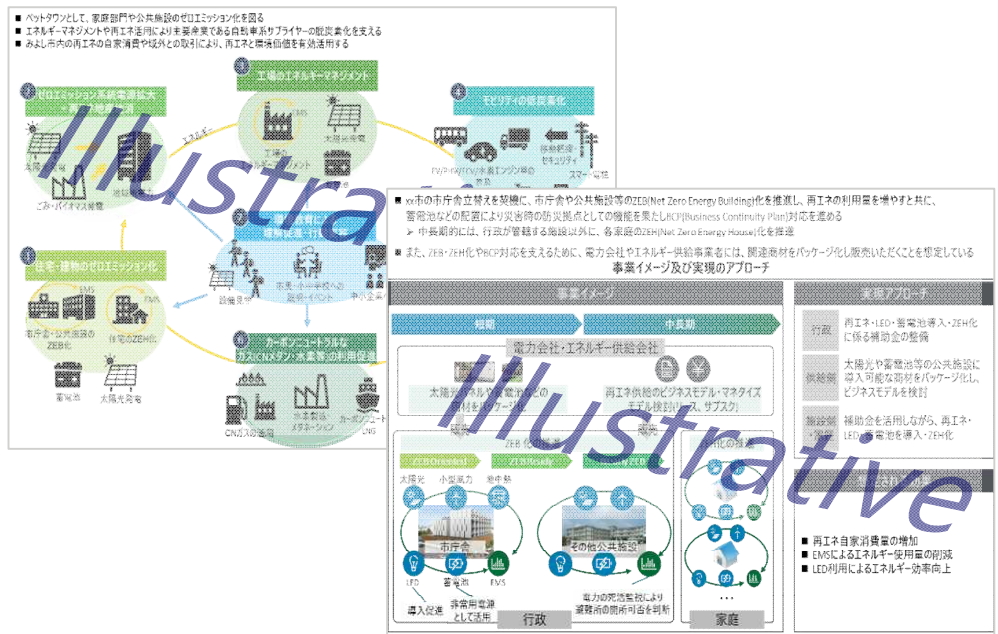
- 室蘭市の自然環境・産業構造等の特徴を踏まえた区域施策編を、マニュアルに即して新たに作成する
 - 温室効果ガス排出量の推計、および排出源の分析をし、類似自治体と比較する
 - 室蘭市における再生可能エネルギーのポテンシャルを調査・分析する
 - 室蘭市で活用可能な国・北海道による支援策を整理し、また国、および他地方公共団体の動向を把握する
- 想定される地域脱炭素化促進事業、および促進区域案を作成する

現状と将来のCO2排出量の推計と削減目標の設定

産業部門	2013年		2013年	
	活動量(県)	活動量(市)	CO2排出量(千t)	指標
全体			1,068	ベースとなる活動量
産業部門(製造業・農林水産業・建設業・鉱業)	1,134,165	18,413	796	産業・業務部門従業員数/家庭・世帯数/自動車台数
製造業	903,832	16,900	790	産業・業務部門従業員数/家庭・世帯数/自動車台数
食品飲料製造業	5,903	713	33.3	0.047
繊維工業	32,265	173	8.1	0.047
木製品・家具他工業	18,138	98	8.3	0.047
パルプ・紙・紙加工品製造業	14,348	378	17.7	0.047
印刷・同関連業	22,426	272	17.5	0.047
化学工業(含石油石炭製品)				
プラスチック・ゴム・皮革製品製造業				
窯業・土石製品製造業				
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業				
機械製造業				
他製造業				
農林水産業				
建設業				
鉱業				
建設業				

産業部門	将来の活動量		削減率	
	2013年	2030年	2013年	2030年
全体	1,068	1,166	(55%)	(55%)
産業部門	796	858	(47%)	(47%)
製造業	790	92	(88%)	(88%)
食品飲料製造業	33.3	0.047	(87%)	(87%)
繊維工業	8.1	0.047	(94%)	(94%)
木製品・家具他工業	8.3	0.047	(94%)	(94%)
パルプ・紙・紙加工品製造業	17.7	0.047	(97%)	(97%)
印刷・同関連業	17.5	0.047	(97%)	(97%)
化学工業				
プラスチック・ゴム・皮革製品製造業				
窯業・土石製品製造業				
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業				
機械製造業				
他製造業				
農林水産業				
建設業				
鉱業				
建設業				

将来ビジョンとビジョンに紐づく施策



地方公共団体実行計画のマニュアルを参照に、室蘭市における区域施策編の目次案を検討した。これらを基に、調査・検討を進める予定である

区域施策編 目次案

Illustrative

第1章 計画の基本的事項

1-1. 計画の基本的事項

- (1) 計画策定の目的・背景
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画の期間
- (4) 計画の対象範囲
- (5) 対象とする温室効果ガス

第2章 地球温暖化問題の現状と動向

2-1. 地球温暖化問題の現状と将来予測

- (1) 地球温暖化問題とは
- (2) 地球温暖化の原因
- (3) 世界の平均気温の変化と将来予測
- (4) 国内及び道内・市内における影響と将来予測
- (5) 世界で広がる地球温暖化由来の自然災害
- (6) 日本における地球温暖化由来の自然災害
- (7) 気候変動が水産資源に与える影響

2-2. 地球温暖化対策の国内外動向

- (1) 国際的な動向
- (2) 我が国における地球温暖化対策
- (3) 北海道と室蘭市における地球温暖化対策
- (4) 企業に求められる地球温暖化に対する取り組み

第3章 室蘭市の地域特性

3-1. 自然特性

- (1) 地形
- (2) 気候

3-2. 社会特性

- (1) 人口世帯数
- (2) 都市構造
- (3) 公共交通
- (4) 産業・経済
- (5) 廃棄ごみ・資源物量

第4章 温室効果ガス排出量の現況と温暖化防止に向けた取組状況

4-1. 温室効果ガス排出量の現況

- (1) 温室効果ガス排出量の現況及び最終エネルギー消費量の算定方法の概要
- (2) 温室効果ガス排出量及び最終エネルギー消費量の推計
- (3) 再生可能エネルギー等の導入状況

4-2. 温室効果ガス排出量の将来見通しと目標

- (1) 現状趨勢の概要
- (2) 目標設定の考え方
- (3) 削減目標の考え方
- (4) 2030年の温室効果ガス排出量の削減見込量
- (5) 最終エネルギー消費量の将来見通しと削減目標

第5章 地球温暖化対策の推進

5-1. 地球温暖化対策の基本方針

- (1) 基本的な考え方と施策の体系
- (2) 緩和策の取組
- (3) 適応策の取組

5-2. 地域脱炭素化促進事業の促進

- (1) 地域脱炭素化促進事業の目標
- (2) 室蘭市における促進区域
- (3) 促進区域の地域脱炭素化促進設備の種類、および規模
- (4) 促進区域の脱炭素化への取り組み
- (5) 促進区域の環境保全への取り組み
- (6) 促進区域の持続的発展への取り組み

第6章 計画の推進体制及び進行管理

6-1. 計画の推進体制

- (1) 庁内の推進体制
- (2) 市民、事業者、学識者等による推進体制

6-2. 計画の推進管理

【地方公共団体実行計画策定- 事務事業編】

区域施策編での検討内容やマニュアルを参照し事務事業編を作成する
また、活用可能な国・北海道による支援策の整理も行う

事務事業編の改定案作成

- 令和3年度に策定された、室蘭市の事務事業編「第5期 室蘭市役所エコオフィスプラン」の改定案を作成する
- 事務事業編のうち、特に温室効果ガス排出実績、計画の目標、具体的取組について更新する
 - 第5期における算出方法を参考に、市業務由来の温室効果ガス排出量データの整理・分析を行う
 - 区域施策編での検討内容と事務事業編での目標・取組の平仄を合わせる
 - 類似地方公共団体との比較・マニュアルで紹介されている地方公共団体等の先行事例調査の結果を目標や取組の参考にする
- 建物の省エネ化・ZEB化や車両の低炭素化等に活用可能な、国や北海道による支援策の整理を行う

Illustrative

第5期 室蘭市役所エコオフィスプラン

目 次	
I 基本的事項	1
1 策定の背景	1
2 位置づけ	1
3 対象範囲	1
4 対象期間	1
II これまでのエコオフィスプラン	2
1 第1期から第4期計画の実績の概要	2
III 温室効果ガス排出実績	3
1 温室効果ガス総排出量	3
2 ガス別排出量内訳	3
IV 計画の目標	4
1 温室効果ガス排出量削減目標	4
V 具体的取組	5
1 省エネルギー・省資源	5
2 廃棄物の減量・リサイクル	6
3 グリーン購入	6
4 公共事業（公共建築物・公共工事）	8
5 職員の意識啓発等	8
VI 計画の推進等	9
1 計画の推進について	9
2 推進体制	9
3 点検・評価等	9
参考資料 1 二酸化炭素削減量の目安	11
参考資料 2 取組実施チェックリスト	12

事務事業編の事例集（マニュアルより）

本資料の使用場面		
✓ 自団体の検討内容に合わせた事例を選択して資料を使用してください。		
使用場面	事例	事例集番号
全庁一丸となった省エネ対策ができる仕組みづくりをしたい	「温暖化対策マネジメントシステム」の構築（静岡県浜松市）	2
各種法対応を一本化した事務事業編を策定したい	事務事業編における各種法対応の一本化（東京都羽村市）	7
ファシリティマネジメントと連携した管理システムを導入したい	ファシリティマネジメントと連携した情報の一元化・共有化（千葉県佐倉市）	12
電気の調達先を競争的発注により決定したい	価格点とCO ₂ 排出係数を含む環境配慮点とを合算した基準による電気の調達（千葉県流山市）	13
指定管理者による自発的な省エネ対策を誘発する	指定管理者へのインセンティブ付与による温室効果ガス排出削減に係る取組の誘導（三重県）	22
小学校の省エネルギー化及び長寿命化改修をしたい	小学校の省エネルギー化及び長寿命化の推進（福島県矢吹町）	23
施設建設にコミッションングを実施したい	新庁舎建設におけるコミッションングの実施（長崎県）	25
既存施設のZEB改修を検討したい	既存施設のZEB改修（新潟県柏崎市）	26
地域資源の活用を検討したい	地域内での燃料生産から木質バイオマスエネルギーの活用までの一貫体制モデル（北海道十勝郡内町）	27
主体別の役割分担を明確化した推進体制を構築したい	カーボンマネジメントシステムに基づく各主体別の役割分担及びスケジュールの設定（福岡県古賀市）	33
施設の管理基準を設けたい	点検評価結果を踏まえた管理対象施設の重点化（山口県下関市）	34
ソフト・ハード両面に対して監督・助言を行う責任者を設置したい	エネルギー管理責任者が施設状況を把握し、運営と更新の助言を行うことにより、ハード的な取組を推進（岡山県玉野市）	35

4 今後の予定と皆様へのお願い

【今後の予定】

脱炭協議会と市民ワークショップを組み合わせることで、幅広く意見を収集しつつ、取組の共有を実施する

協議会と市民ワークショップの開催（案）

- 市民向けの説明会・ワークショップを実施
- 脱炭素についての基礎知識や市の取組について広く市民へ説明するほか、中高生等の将来を担う世代も広く巻き込む

	想定内容	想定対象
第1回 室蘭市地球温暖化対策 実行計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調査・検討の進め方について共有する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内関係企業、室蘭市
第2回 室蘭市地球温暖化対策 実行計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調査・検討の途中経過について共有する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内関係企業、室蘭市
第1回市民ワークショップ (室蘭ゼロカーボンシティ検討 チーム)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 脱炭素に関する基本情報・市の取組について広く共有する ■ 脱炭素社会の実現に向けて、市のあるべき姿・取るべき行動について、中学生を中心にグループで議論を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内の中学生
第2回市民ワークショップ (室蘭ゼロカーボンシティ検討 チーム)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1回検討・議論内容の振り返り ■ 脱炭素社会の実現に向けて、市のあるべき姿・取るべき行動について、中学生を中心にグループで議論を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内の中学生
第3回市民ワークショップ (室蘭ゼロカーボンシティ検討 チーム)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 脱炭素に関する基本情報・市の取組について広く共有する ■ 中高生より、第1・2回ワークショップでの議論結果につき説明を行う ■ 市民から意見の聴取を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内の中学生 ■ 市内の大人 (主婦層、高齢者等 幅広い層)
第3回 室蘭市地球温暖化対策 実行計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調査・検討の結果について共有する ■ 市民からの意見の取り入れ方を議論する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内関係企業、室蘭市
第4回 室蘭市地球温暖化対策 実行計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ パブリックコメントを反映した地方公共団体実行計画にて、内容の最終確認をする 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内関係企業、室蘭市

【皆様へのお願い】

今後室蘭市からは皆様に対し調査・検討結果を共有させていただく予定。それらに対し、忌憚なきご意見をいただきたい

皆様へのお願い

- 皆様と連携させていただきながら計画策定に向け、調査・検討を進める
- 是非忌憚なきご意見をいただきたい

本検討の体制図（案）

